

事 務 連 絡

平成22年7月28日

各都道府県介護保険担当課（室） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

振 興 課

介護職員処遇改善交付金におけるキャリアパス要件等に関する周知について

日頃より、介護保険制度の円滑な実施にご協力いただきありがとうございます。

また、介護職員処遇改善交付金の運営に当たりましては、大変お手数をおかけしており感謝申し上げます。

さて、介護職員処遇改善交付金（以下「交付金」という。）につきましては、平成22年10月より新たにキャリアパスに関する要件及び平成21年介護報酬改定を踏まえた定量的要件（以下「キャリアパス要件等」という。）を追加しております。

現在、交付金を受給している事業者については、平成22年9月末日までにキャリアパス要件等を満たす旨の届け出を行わない場合、交付金が減額されることとなっており、各都道府県におかれましては、管内の事業者に対して再度キャリアパス要件等の内容及び届出期限について周知を行っていただきますようお願いいたします。

また、今般、キャリアパス要件等に関し、これまで特にお問い合わせを多くいただいた質問について整理を行い、別添のとおり、Q&Aを作成しましたので、介護職員処遇改善交付金に関するQ&A（V o l . 2）（平成22年3月30日付け事務連絡）の追加分として送付いたします。

あわせて、管内市町村に対しても、情報提供方よろしくようお願いいたします。

なお、厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/topics/2009/10/tp1023-1.html>）において、介護職員に対するキャリアパスについて事業者の積極的な取り組みを促す観点から、関係団体作成のキャリアパスモデルを公表しております。各都道府県におかれましては、こちらも併せて周知方お願いいたします。

【照会先】

振興課基準第一係

（直通）03-3595-2889（内線）3983

(別添)

(注) 本Q&Aでは便宜的に実施要領4の一のアに定める要件を「要件(I)」と、4の一のイに定める要件を「要件(II)」と表記することとする。

(問 23) キャリアパス要件等届出書を法人単位で届け出る場合の取扱いについて

(答)

キャリアパス要件等届出書については、介護職員処遇改善計画書と同一の単位(法人ごと等)で作成して差し支えなく、通常、法人単位で就業規則が定められ、キャリアパスの仕組みを含めた介護職員の処遇が一体的に行われているものと考えられるが、例えば、法人内の事業所の一つが極めて小規模である場合等、法人内で要件(I)を満たす事業所とそうでない事業所があるといった場合、都道府県においては事業者に対して、要件(I)を満たさない事業所については要件(II)を満たすよう促すとともに、介護職員に対し法人内で要件(I)と要件(II)が併存している旨の周知を行うよう指導されたい。

また、そのような場合、各事業所がいずれの要件を満たすものであるかについて、事業所の一覧表に記載すること。

なお、定量的要件について、法人単位で作成を行う場合、法人全体で要した概算額を記載することになるが、この場合、事業所の介護職員に対してその旨を併せて周知されたい。

(問 24) 平成 21 年介護報酬改定を踏まえた処遇改善に関する定量的要件について、新規参入事業者の取り扱いはどうなるのか。

(答)

定量的要件については介護職員に対して既の実施した賃金改善以外の処遇改善の内容及び概算額を記載することとしているが、新規指定の事業者については、指定日以前に要した経費、例えば参入に当たって就業規則等の整備に要した経費や新設事業所の整備費・備品購入費のうち職員の処遇のために行った部分に要した経費等を記載していただくことになる。